

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 18 件 |
| 国民年金関係 | 10 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 20 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 12 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から42年10月まで

私が中学を卒業する直前に母親が病気で長期入院したことから、私は、高校入学を断念し、母親代わりに父親の仕事と家族の世話をするようになった。

そのような私の国民年金の加入手続については、父親が行い、「これからは自分で払うように」と言って年金手帳を渡してくれた。その後、保険料については、父親から家計費として渡されたお金の中から、私が父母の保険料と一緒に婦人会を通じて納付した。

昭和42年11月からは、父親が経営していた会社に勤務し、厚生年金保険の被保険者となったが、その時、父親の会社に関わっていた伯父から「これからは厚生年金保険に加入するので、今後は国民年金保険料を納付しなくてよい。」と言われ、申立期間の納付を終えたことを今でもはっきりと覚えている。申立期間の納付記録が一切無いということは絶対に考えられず、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年4月から42年10月までの期間については、申立人は、その父親が国民年金への加入手続を行い、父親から家計費として渡されたお金の中から、両親の保険料と一緒に自分の保険料も婦人会の人に納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、41年6月ごろと推認され、加入手続を行いながら、42年11月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を

取得するまでの期間について、納付記録が一切無いとするのは考えにくい。また、申立人が保険料を一緒に納付したとする申立人の両親も納付済期間であり、当該期間については、申立人が保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの期間については、上記の申立人が加入手続を行ったと推認される時点において、過年度納付により保険料を納付する必要があるが、申立人は、婦人会を通じて保険料を納付したとしており、別途、納付書により過年度納付を行った記憶は無いとしている。また、申立人及びその父親が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和47年12月22日に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたが、何の連絡や督促も無かったのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和47年12月22日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除く国民年金の加入期間に国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立期間及びその直前の1か月の過年度保険料により納付された期間を除き、国民年金保険料はすべて現年度内に納付済みであることが確認できる上、申立期間の前後を通じて、申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活環境に大きな変化は認められないなど、保険料の納付が困難となる経済的な事情はうかがえないことから、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの期間及び同年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで
② 昭和54年10月から55年3月まで

私は、昭和52年12月に資金的に余裕ができたので、当時住んでいたA市役所で国民年金の任意加入の手続を行った。その後、夫がB市で勤務していたので、54年3月にA市からB市に引っ越し、国民年金の住所変更手続も行い、国民年金保険料を滞ることなくB市でも納めていた。その後、子供の養育費の負担が大きくなってきたことから、国民年金保険料の納付が困難となると思い、国民年金被保険者資格の脱退の手続を行った。脱退するまでの間は、国民年金保険料を間違い無く納付してきたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、昭和52年12月14日にA市において国民年金の任意加入の手続を行い、その後、B市への転居と同時に国民年金に係る住所変更の手続を54年3月24日に行っていることが確認できる上、国民年金保険料の負担が大きくなり納付することが困難になった際には、自ら任意加入の資格を喪失する手続を行うなど、申立人の国民年金に係る手続に対する意識が高かったものと考えられるとともに、申立人が主張する納付金額及び納付方法は当時の状況とほぼ一致していることを踏まえると、申立内容に信ぴょう性がうかがえる。

また、申立期間①については、国民年金被保険者台帳によると、当該期間直前の、昭和52年12月から53年3月までの期間の国民年金保険料を同年7月に過年度納付していることが確認でき、任意加入の手続を行い、さかのぼって

保険料の納付を行っている申立人が、申立期間①の保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、申立期間はそれぞれ 12 か月、6 か月と比較的短期間であり、オンライン記録によると、申立期間①及び②のそれぞれの前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人の夫は継続して同一企業に勤務していることから、申立人の経済状況は引き続き安定していたと推認され、国民年金に関し意識の高い申立人が、国民年金に任意加入しながら、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月から42年12月までの期間及び平成3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年12月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで
③ 昭和51年4月から52年12月まで
④ 平成2年8月から4年3月まで

私と夫は昭和57年に離婚したが、婚姻期間中の国民年金の加入及び免除
手続並びに保険料の納付はすべて私が行っていた。経済的に苦しかった時期
には保険料を免除してもらっていたが、可能な限り保険料を納付していた。

昭和57年に離婚した後、平成2年までは私自身の収入が低かったため法
定免除であったり、申請免除の手続を行っていたが、平成2年以後、就職し
ていた息子と同居したことで世帯の収入が増えたため、法定免除に該当しな
くなり、申請免除を行ったがそれも認めてもらえなかったため、その後は国
民年金保険料を毎月納付してきた。

年金記録を確認したところ、離婚前において、夫は納付や申請免除と記録
されている期間が、私の記録では未納と記録されており、離婚後において、
息子と同居するようになり、申請免除が認めてもらえなかったため保険料を
納付した期間も未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が夫婦二人分の国民年金に係る加入手続及
び保険料の納付を行っていたとしているところ、申立人及びその元夫の国民
年金手帳記号番号は、昭和43年2月6日に連番で払い出されており、申立
人は、その時点で国民年金の任意加入手続を行い、それ以降の保険料を納付
していることが確認できる上、元夫については、申立期間の保険料をさかの

ぼって納付していることが確認できることから、国民年金保険料の納付を目的として加入手続を行った申立人が、元夫の保険料をさかのぼって納付しながら、申立人自身の保険料の納付を行わないのは不自然である。

- 2 申立期間④のうち、平成3年4月から4年3月までの期間については、申立人は、国民年金保険料の申請免除の手続を行ったが、同居する子供の所得から承認されなかったため、納付を行ったとしているところ、A市が保管する被保険者名簿から、その申請免除の手続を行った形跡がうかがえる上、申立人が主張する当該期間の納付方法は、同市における当時の収納方法と符合しており、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、当該期間当時の生活は、同居する子供たちの収入に頼っていたが、国民年金保険料の納付は、自身のパート収入により行っていたとしているところ、申立期間④当時に同居していた長男の厚生年金保険の標準報酬月額等から、申立内容の信ぴょう性がうかがえる上、当該期間直後の国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立人が申立期間④のうち、平成3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

- 3 一方、申立期間②については、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料の申請免除の手続を行い、承認されていたとしているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びB市の被保険者名簿のいずれにおいても、当該期間の申請免除の承認に係る記録は無く、オンライン記録と一致している。

また、申立人の元夫は、当該期間について国民年金保険料の申請免除が承認された記録とされているが、国民年金被保険者台帳によると、当該期間は国民年金法第90条第1項第5号による特例認定（前年の所得は承認される基準を超過しているが、厚生労働省令で定める特別な事由があるとき）により承認されていることが確認でき、オンライン記録によると、当該期間の直前の1年間は厚生年金保険被保険者であり、その期間の標準報酬月額から見ても、一定の収入があったものと推認できる。このことから、仮に、申立人が夫婦二人分の申請免除の手続を行っていたとしても、申立人については、申請免除が承認されなかったものと推認される。

- 4 申立期間③については、申立人の元夫の国民年金保険料は納付済みとなっているが、申立期間が21か月と比較的長期間である上、申立人は、当該期間当時の保険料額を明確に覚えておらず、当該期間の前後の期間も保険料が未納であることから、申立人が、申立期間③の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

- 5 申立期間④のうち、平成2年8月から3年3月までの期間については、申立人は、国民年金保険料の申請免除が認められなかったもので、保険料を納付したとしているものの、オンライン記録及びC市の収滞納記録のいずれにおいても、当該期間は申請免除が承認された期間として記録され、申立内容と

一致しない上、申請免除が承認された期間の保険料を納付する場合、追納の申出を行う必要があるところ、オンライン記録では、その申出を行った記録も無いことから、申立人が、当該期間について、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

6 このほか、申立期間②、③、及び④のうち平成2年8月から3年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付、又は申請免除の承認を受けていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

7 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月から42年12月までの期間及び平成3年4月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年6月まで

私は、昭和35年に結婚し、36年に生まれた長男を世話しているときに50歳ぐらいの小太りの男性が自宅に来て国民年金に入るように勧めたので、夫婦そろって国民年金に加入し保険料を納めるようになった。そのときは、市の職員が国民年金手帳に検印をしてくれた。

私が60歳に達し社会保険事務所(当時)で年金記録を確認した際に、昭和36年4月から同年6月までの3か月間が未納とされていることが分かった。私たち夫婦は、間違い無く保険料を納めていたのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長男が生まれた昭和36年に、集金のため巡回している男性に勧められて、夫婦で国民年金に加入したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は同年2月に連番で払い出されていることが確認でき、申立人の主張に信ぴょう性がうかがえる。

また、国民年金制度発足当初に国民年金保険料の納付を目的として加入手続を行った申立人が、加入当初の申立期間に係る保険料の納付を行わないのは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間の国民年金保険料として1か月あたり100円を集金人に納付し、国民年金手帳に印を押してもらったとしているところ、市では、昭和36年度の国民年金保険料を市の職員が集金している事績が確認でき、申立人の申立内容と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和46年4月から同年9月まで

申立期間①について、私は当時、A市で夫の両親と同居しており、義母も国民年金に任意加入していた。保険料については、必ず私と義母の保険料を一緒に同市の集金人を通じて納付し、手帳にスタンプを押してもらった。義母が納付済みになっているのに、私だけ未納となることは考えられない。

申立期間②について、私はB市に転居後の昭和46年10月に市役所で国民年金の手続を行った。その際、その年度の4月から未納となっていた保険料をまとめて納付したい旨を申し出て、窓口で納付書を発行してもらい、後日、金融機関で納付したことを明確に記憶している。

なお、以前は年金手帳をすべて保管していたが、年金が支給されるようになった時に、46年4月1日発行の年金手帳より古い手帳は廃棄した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年10月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①について、申立人は、昭和37年10月に国民年金に任意加入してから46年4月にB市に転居するまで、自分自身と義母の保険料を一緒に、A市の集金人を通じて納付し、年金手帳に検認印の押印を受けていたと主張しているところ、申立人の義母については、申立期間①を含む36年4月から49年12月までの期間が納付済みである上、申立人が主張する納付方法についても、当時のA市の収納方法と一致している。さらに、申立期間②について、申立人は、B市に転居後の昭和46年10月に市役所で国民年金の手続を行い、その年度の4月から未納となっていた保険料をまとめて納付したい旨を申し

出て、窓口で納付書を発行してもらい、後日、金融機関で納付したと主張しているところ、B市によると、昭和46年度までは、集金人による収納が中心であるものの、市役所の窓口で被保険者が納付書の交付を希望した場合には、社会保険事務所（当時）から配布されていた国庫金納付書に所要事項を記入する方法で納付書を発行していたとしており、申立内容と一致し、申立人の主張の信憑性は高い。

加えて、オンライン記録では、当初、申立期間②は納付済期間、昭和46年10月から47年3月までの期間は未納期間とされていたが、申立人による社会保険事務所への記録照会を契機として、平成21年7月15日付けで、申立期間②は未納期間、昭和46年10月から47年3月までの期間は納付済期間と訂正処理が行われている上、申立人の国民年金被保険者原票によると、申立期間②におけるB市の住所について、実際と異なる住所が記載されているなど、申立人の年金記録については、適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年5月まで
② 昭和38年2月から40年7月まで
③ 昭和55年10月から57年3月まで
④ 昭和61年4月から平成6年3月まで

私は昭和36年4月ごろに会社を退職した際、A市で国民年金の加入手続を行い、手続後は37年6月に厚生年金保険の被保険者になるまで、集金人に保険料を納付していた。その後、会社を退職後もその都度、市役所で国民年金の加入手続を行い、集金人や市役所に保険料を納付し領収書を受け取っていた。

夫が昭和57年に亡くなった後は、諸事情により、しばらく申請免除していたが、年金を受給する2、3年前の平成9年ごろ、役所の窓口で「あなたは、免除期間が長いからこのままだと年金額が少なくなる。さかのぼって保険料を納付するとその分だけ年金額が増額される。」という旨の説明を受けたので、年金額を増やすために何度かに分けて、保険料をさかのぼって納めた。

年金記録を確認したところ、保険料を納めた期間が未納期間や未加入期間とされており、申請免除の上、保険料をさかのぼって納めた期間も未納期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和55年10月から56年3月までの期間については、申立人は、申立人自身が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、夫の保険料を納付しながら、自分の保険料を納付しないことは無いとしているところ、オンライン記録によると、当該期間については申立人の夫のみ納付済みと記録されているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国

民年金手帳記号番号が50年12月20日に夫婦連番で払い出されており、当該年度の4月以降、66か月の間の国民年金保険料が、夫婦共に納付済みであることが確認できることから、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人が、当該期間の6か月分の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①及び②については、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年12月の時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人が主張する現年度保険料として納付することはできない。

また、申立人は、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていたとしているが、A市によると、申立期間①及び②の当時は、国民年金手帳に印紙を貼付する「印紙検認方式」により保険料を徴収していたとしており、申立人の主張と相違する。

- 3 申立期間③のうち、昭和56年4月から57年3月までの期間については、申立人の戸籍の附票から、申立人は、当該期間当初にA市内で転居しており、当該期間中にさらに同市内で転居を行うなど、申立人の生活環境に変化があったことがうかがえる上、オンライン記録では、当該期間は申立人の夫についても国民年金保険料が未納となっていることが確認できる。

- 4 申立期間④については、申立人は、毎年、国民年金保険料の申請免除の手続きを行い、その後年金額を増やすために平成9年ごろ、分割して国民年金保険料をさかのぼって納めたとしているが、申立人は、当該期間に係る申請免除が承認されていたことを確認できる書類（免除申請承認通知書等）を所持していない上、オンライン記録によると、申立期間④に係る国民年金保険料の申請免除の承認に係る記録は確認できないほか、申請免除の事務処理については、市及び社会保険事務所（当時）の複数の行政機関が関わることから、当該期間（8年間）に係る申請免除の手続きが最低でも8回必要であるにもかかわらず、そのすべてにわたって記録が欠落するとは考え難い。

また、申立人は、年金額を増やすために平成9年ごろ、分割して国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、平成9年度に8年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、6年度及び7年度について免除期間であるが追納していることは確認できず、申立期間④は申請免除期間ではなく未納期間であることから、9年当時では、制度上、時効（2年）により保険料を納付することができなかった期間である。

- 5 このほか、申立期間①、②、及び③のうちの昭和56年4月から57年3月までの期間並びに申立期間④については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年3月まで

私が20歳になったため、父親が役所に行き、国民年金への加入手続きを行ってくれた。保険料については、両親が、2か月から3か月ごとに訪れる集金人に、私の保険料を含め、家族全員分を納付していた。

ねんきん特別便で申立期間が未納とされているのを知ったが、国民年金制度発足時から国民年金に加入している両親が、長男で跡取りである私の申立期間に係る保険料の納付を忘れるはずはない。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳に到達した以降、申立期間を除き、60歳に至るまで保険料をすべて納付している上、申立人の保険料の納付を行っていたとする申立人の両親については、国民年金制度の開始以降、60歳に至るまで、保険料をすべて納付しており、申立人及びその両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間については、過年度納付が可能な期間である上、申立人の保険料の納付を行っていたとする申立人の両親についても納付済期間であることから、納付意識の高い申立人の両親が、申立期間（3か月）についても過年度納付により保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、昭和43年12月ごろ、国民年金の加入手続を妻と共に行った。その時、市役所で国民年金の保険料額を聞き、その1か月後の44年1月に昭和43年度分の保険料を、妻の保険料と一緒に一括して市役所で納付した。その時、申立期間の42年度保険料もさかのぼって納付することができるが、その保険料は市役所では納付できないと担当者の方に聞き、納付場所の記憶ははっきりしないが、その日のうちに納めに行った。一度加入手続を行った以上は納付義務があるので、納付すべきものは納付している。その後、厚生年金の加入もあるが、国民年金の納付漏れは無いので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年12月に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能な期間である。

さらに、申立人及びその妻の所持する国民年金手帳を見ると、昭和43年度の国民年金保険料を夫婦同時に一括して現年度納付していることが確認できる上、申立人は、申立期間当時、事業を営んでおり、保険料を納付する上で問題なかったとしていることから、納付意識の高い申立人が、納付可能な申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は、申立期間について、納付書が送られてきて、郵便局又は農協で保険料を納付し、後日、市役所の年金課で、「保険料は、続いて振り込まれていますか？」と尋ねたら、「続いて振り込まれています。」と言われたので安心したことを覚えているのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への5回の切替手続を適切に行い、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人の妻の申立期間における保険料は納付済みであることから、申立人についても、申立期間の保険料を納付したのと同様に考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年5月21日から40年5月21日までの期間及び同年10月11日から42年2月27日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月14日から同年10月11日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を40年10月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月21日から40年5月21日まで
② 昭和40年8月14日から同年10月11日まで
③ 昭和40年10月11日から42年2月27日まで

オンライン記録では、申立期間①及び③に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、私は請求をしていないし、受領もしていない。納得できないので調査の上、記録を訂正してほしい。

オンライン記録では、昭和40年8月14日に資格喪失したことになっているが、同年10月11日まで継続して勤務し、引き続きC部門に配属となった。継続して勤務していたのに年金記録に欠落があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び③の間の被保険者期間についてはその計算の基礎と

されておらず、未請求となっているが、当該期間の事業所は申立期間①及び③の関連事業所であり、これを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間は、申立期間①及び③の関連事業所であり、かつ、同一の被保険者記号番号で管理されている上、当時、同じ管轄の社会保険事務所（当時）で事業所別被保険者名簿が管理されていた申立期間①及び未請求となっている被保険者期間のうち、申立期間①のみが脱退手当金の計算の基礎となっていることは事務処理上不自然である。

さらに、申立人に係る戸籍謄本によると、申立人の生年月日は昭和 16 年 * 月 * 日であるところ、申立期間①及び③に係る申立人の事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の生年月日はすべて 17 年 * 月 * 日と誤って記録されており、脱退手当金の裁定があれば訂正されると思われるところ、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②については、申立人から提出された「昭和 40 年 10 月度出勤表」、B 社が保管している「社会保険台帳」及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間②において、A 社に継続して勤務し（昭和 40 年 10 月 11 日に同社 D 部門から同社 C 部門に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 40 年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における同年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和46年2月1日から平成5年4月30日までA社で勤務していたが、年金記録によると、同年4月は、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社会保険関係の事務担当者によると、「申立人は同社における平成5年4月の最終労働日まで在籍しており、同年5月10日に支払われた同年4月の給与から厚生年金保険料を控除した。本来は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年5月1日と届け出るべきところ、同年4月30日と誤った届け出を行った。」と証言している。

このことから、申立人は、昭和46年2月1日から平成5年4月30日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が提出している健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に係る記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し、誤って提出したことを認めており、上記の健康保険・厚生年

金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月1日、資格喪失日に係る記録を41年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、39年10月から40年9月までは2万6,000円、同年10月から41年9月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から41年10月21日まで

私は、昭和39年10月1日にA社に入社して、41年10月21日にB社に転職するまでの間、兄と共に継続してA社に勤務していたが、兄の厚生年金保険の加入記録があるにも関わらず、私の加入記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月1日から41年10月21日までの間、A社に兄と一緒に継続して勤務していたとしているところ、同事業所の元事業主及び複数の元従業員の証言から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主は、「従業員の厚生年金保険については、入社当初から加入させており、申立人は他の従業員同様、業務を行っており、給与についても他の従業員と同じ扱いであったため、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間について、申立人が一緒に勤務していたとする申立人の兄のA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、申立人及び元従業員が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所(当時)の記録上の厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致するた

め、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において同年代で同様の業務に従事していた元同僚の標準報酬月額の記録から、昭和39年10月から40年9月までは2万6,000円、同年10月から41年9月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は納付していたとしているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年10月から41年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 26 日から 33 年 3 月 5 日まで
② 昭和 34 年 9 月 1 日から 37 年 10 月 6 日まで

60 歳になって年金の裁定請求をしたところ、申立期間①及び②の厚生年金保険加入期間（それぞれ別事業所）について、脱退手当金を受給したことになっていることが分かったが、私は、脱退手当金の請求手続をした覚えは無く、受け取ってもいない。

私が覚えている元同僚に脱退手当金を受け取った者がいないことや、申立期間②に係る事業所を退職した時から、脱退手当金の支給決定が行われたとされている日まで3年以上経過していることから、支給済みという記録は到底納得できないので、徹底した調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年6か月後の昭和41年4月2日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人から委任を受けて、脱退手当金の代理請求を行ったとは考え難い。

また、脱退手当金が支給されたとされる昭和41年4月の時点では、申立人は既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している状況から、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする金額は、法定支給額（6,360円）と520円（8.2%）相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年11月2日、資格喪失日に係る記録を38年5月10日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月2日から38年5月10日まで

A社C支店に転勤になった昭和36年11月から38年5月までの厚生年金保険被保険者記録が抜けているので、訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳の記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年11月2日同社D支店から同社C支店に異動後38年5月10日同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店に係る昭和36年10月のオンライン記録及び同社E支店に係る38年5月の同記録がともに3万6,000円であることから、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年11月から38年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 1645

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和30年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和30年11月か12月ごろにA社C支店から同社本社に転勤したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けているのはおかしい。同社も私の継続勤務を証明しているので、この1か月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人がA社で継続して勤務（同社C支店から同社本社に異動。）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該異動日については、申立人の供述等から、昭和30年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店に係る昭和30年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関係資料が無いため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社（現在は、B社）C支店に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同事業所における資格取得日（昭和26年6月1日）を25年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から26年6月1日まで

私は、昭和25年6月から62年6月までA社C支店に継続して勤務していたにもかかわらず、オンライン記録によると、昭和25年10月1日から26年6月1日までの間、記録に欠落が生じており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、元同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和25年6月から62年6月まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人について記載されているA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、3種類（記載内容から推認できる作成順に①、②及び③とする。）が保管されており、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった際（昭和22年12月1日）に作成されたと考えられる名簿①によると、申立人を含む当時の被保険者29人全員が、25年10月1日付けで一斉に被保険者資格を喪失し、併せて健康保険証が返納されていることが確認できる。当該資格喪失処理について、事務センターは、「A社C支店の事業所整理記号が、名簿①の「*」から名簿②の「*」へと変更されていることから、同事業所が政府管掌健康保険から組管管掌健康保険に移行する際に行った手続であると考えられる。」としている。

しかし、名簿②によると、i) 上記の29人のうち申立人を含む18人が転記されているものの、この18人のうち、上記の被保険者資格喪失日（昭和25年10月1日）付けで再度、同資格を取得している者は3人のみであり、申立

人を含む残り 15 人については、A 社 C 支店における当初の被保険者資格取得日がそれぞれ記載されている、ii) 当該 15 人のうち申立人を含む 4 人については、健康保険番号が記載されていない、iii) 申立人と他の一人については被保険者資格喪失日の記載が無い上、訂正線が引かれているなど、名簿①から名簿②への転記作業に伴い、不適切な記載や誤記が数多く見受けられる。

さらに、名簿③によると、申立人は、昭和 26 年 6 月 1 日に被保険者資格を再取得したこととなっているが、同一事業所における被保険者資格の再取得であるにもかかわらず、厚生年金保険記号番号は、申立人が 23 年 4 月に A 社とは別の会社で勤務していた際に払い出された同記号番号が記載されており不適切な処理が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切に行われておらず、申立人の同事業所における資格取得日(昭和 26 年 6 月 1 日)を 25 年 10 月 1 日に訂正する必要がある。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人の A 社 C 支店における昭和 25 年 9 月の社会保険事務所の記録から、4,500 円とすることすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年9月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月29日から同年10月2日まで

私は、昭和23年3月8日にA社に入社し、平成2年11月30日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、同社D支店から同社C支店に異動となった際の記録が昭和26年9月29日に資格喪失し、同年10月2日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（昭和26年9月29日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る昭和26年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から39年5月まで

結婚のため勤務していた会社を昭和37年10月に退職し、当時、父親が、結婚するまでの間、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を駅前の郵便局で納付してくれていた。結婚時に、父親から関係書類の引き渡し等を受けておらず、父親も62年に他界しているが、父親は国民年金に詳しく、私の国民年金保険料を納付していたことを私の夫も聞いていたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年8月1日に払い出されている上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間となり、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付に関与していない上、保険料を納付したとしている申立人の父親は既に亡くなっており、申立期間当時の納付状況について確認することができない。

さらに、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしたところ、昭和37年1月から40年3月までの期間が未納となっていることが分かった。

申立期間は、両親から「国民年金保険料を納付している。」と聞いており、未納となっている記録はおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳を見ると、手帳の発行日は、昭和40年5月13日となっており、国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる同手帳記号番号の払出日と一致していることから、申立人に係る国民年金の加入手続はこのころに行われたものと推認でき、この時点では、申立期間の一部の期間については、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、37年ごろに別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付は両親が行ったとしており、直接関与していない上、その加入手続及び保険料の納付を行っていたとする両親は既に亡くなっているため、具体的な納付状況が確認できない。

さらに、申立人及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から41年10月まで

私は、20歳以前から、事実上、親戚の養女となっていた。お金の管理などは、養父母に任せていたことから、具体的なことは分からないが、20歳になったら国民年金に加入しないといけないにもかかわらず、養父が私を国民年金に加入させていないとは考えられない。国民年金保険料はA団体を通じて集金され、役場に納付されていた。養父は、組の役員なども担当していた。

ねんきん特別便が届き、申立期間について納付記録が無いことを知った。家を建て替えた時に、書類なども処分してしまい、また、納付してくれていた養父も既に亡くなっており、当時のことが分からない。記録に納付できないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、昭和41年10月から同年11月ごろと推認される上、B町が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の取得日は41年11月14日とされており、オンライン記録どおり、申立期間は国民年金の未加入期間となり、保険料を納付することができない。また、38年ごろに申立人の養父が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていた

とする申立人の養父は既に亡くなっている上、申立人自身は直接関与していないため、申立期間に係る加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人及びその養父が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から53年3月まで

私は、国民年金制度ができてまもなく加入し、勤め先に毎月来た集金人に100円の保険料を支払っていたが、領収書は無く、印を集金人の持つ黒い帳面に押していたことを覚えている。

昭和40年6月の結婚後、1、2年あまり保険料を納付していたが、「扶養家族になったら、両方（厚生年金と国民年金）納めても片方しかもらえないのよ。」と言われてやめた。

昭和55年に、町役場で年金の相談をしたとき、A市で交付された年金手帳を見せたところ、「16万8,000円納めてもらったら続きで掛けたことになりますけど。」と言われたが、「今、そんな大きなお金が無いから、1回払いは無理なんですけど。」と言うと、「2回位の分割だったらできますよ。」と言われたので、日を改めて、8万4,000円ずつ2回に分けて、町役場の窓口で納めた。

町役場で1回目を納めた時に、A市で交付された年金手帳を提示したにもかかわらず“再発行”の印を押した新しい年金手帳を交付され、この手帳が領収書になると思った。

2回目も領収書はもらわなかったが、「これで、不足分は全部埋まったのですね、満額頂けるんですね。」と確かめたら、「はい、この後60歳まで続けて掛けて下さい。」と言われたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度創設から間もなく国民年金に加入し、昭和40年6

月の結婚後、1、2年余り保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の相手帳記号番号は、39年8月ごろに払い出されている上、51年9月当時、納付記録が無い「不在被保険者」であったため、誤払出しとして相手帳記号番号が取り消され、53年1月20日に復活されたことが確認できることから、申立人は、51年9月以前に国民年金保険料の納付があったとは考え難い。

また、申立人は、昭和55年ごろに町役場において、年金の受給資格を得るため、未納となっているすべての期間の国民年金保険料の納付ができるとの説明を受け、さかのぼって国民年金保険料を納付したとしているところ、55年当時、国民年金保険料を特例納付によりさかのぼって納付することが可能な時期ではあったものの、申立期間の大部分は、任意加入被保険者として加入中の未納期間であることから、制度上、特例納付を行うことができない。

さらに、申立人は、上記の保険料納付を町役場の窓口で行ったとしているが、同町役場によると、町役場の窓口では、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできなかったとしている。

加えて、申立人は、昭和55年ごろに、さかのぼった国民年金保険料として、合計16万8,000円を納付したとしているが、領収証を受領していないとしているため、納付したとする期間が特定できない上、55年当時、仮に、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したとしても、その保険料額は、申立人が主張する金額と大きく相違する。

そのほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から平成元年9月まで
私は、昭和52年ごろ、夫が勤める中学校の事務担当者から、国民年金に加入するように勧められたので、友人と一緒に国民年金に加入した。その時に、市役所の方から65歳まで加入できるとの説明を聞き、年金をもらうための手続をする65歳まで国民年金保険料を納付してきた。ところが、ねんきん特別便を見たところ、60歳から65歳までの期間について、一部が未納とされていることが分かり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年に国民年金の加入手続を行った時、市役所において、65歳まで国民年金保険料を納付することができるとの説明を受けたとしているが、52年当時の国民年金法では、制度上、60歳以降に国民年金の任意加入はできなかつたため、申立人の主張と相違する。

また、申立人が、60歳に到達し強制加入の被保険者資格を喪失後も引き続き国民年金に加入するためには、改めて任意加入の手続を行い、任意加入の被保険者資格を取得する必要があるが、申立人は、60歳到達時点で任意加入の手続を行った記憶は無いとしている上、オンライン記録によると、申立人の60歳到達による被保険者資格を喪失後、任意加入により資格を取得する平成元年10月(62歳)の前月までの申立期間は、国民年金の未加入期間として取り扱われていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することができたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は昭和 50 年 9 月に市役所で国民年金に加入して以降、定額保険料に加えて付加保険料を納付してきた。納付方法については、最初は月毎に納付していたが、途中から、夫名義の郵便貯金口座から引き落としで納付していた。

申立期間の 3 か月間のみについて、定額保険料を納付しながら、付加保険料だけを納付しないことは考えられない。当時、郵便貯金口座の残高不足もなく、毎月、保険料が引き落とされていた。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の定額保険料及び付加保険料を夫名義の郵便貯金の口座から引き落としにより納付していたと主張しているが、市が保管する昭和 53 年度から 60 年度までの国民年金賦課収納状況一覧表（以下「賦課収納状況一覧表」という。）によると、郵便貯金の口座は、保険料の引き落とし先口座として記録されていない。

また、賦課収納状況一覧表において、保険料の引き落とし先口座である旨の記録が確認できる A 信用金庫 B 支店の口座（口座名義人は申立人の夫）に係る取引履歴によると、昭和 60 年 12 月 25 日に、昭和 60 年度 3 期分の国民年金保険料として、定額保険料と付加保険料の合計額に相当する金額の引き落としが行われていることが確認できるものの、同年度第 4 期分である申立期間に係る保険料については、定額保険料を含め引き落とされた記録は確認できない。

さらに、賦課収納状況一覧表によると、申立期間については、定額保険料が社会保険事務所（当時）に過年度納付された旨記録されており、オンライン記

録と一致している上、付加保険料については、制度上、過年度納付することができないことから、申立人が申立期間の定額保険料を過年度納付した時点においては、申立期間の付加保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものとするはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年9月まで

私は、次男が小学校へあがった昭和44年ごろに、婦人会の説明を受けて国民年金に任意加入し、同会の集金人に国民年金保険料を納付した。

ところが、60歳になって国民年金の裁定請求を行ったところ、保険料の納付期間が異なっていることが分かり、65歳の時と2回、市役所に申立てたが、認められなかった。また、2年前に社会保険事務所（当時）に再申立てを行ったものの、資料調査で記録無しとの回答があり、納付できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年ごろに、婦人会の説明を受けて国民年金に任意加入し、同会の集金人に申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、49年12月2日に払い出されていることが確認できる上、44年ごろに別の同手帳記号番号の払出しは確認できないことから、申立人が申立内容のとおり、婦人会の集金により、申立期間の国民年金保険料を納付することができたとは考え難い。

また、申立期間当時に、申立人の家の近くに住んでいたとする複数の知人から、当時の状況を聴取したが、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を裏付ける具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、母親とともに昭和36年4月の国民年金制度開始時から国民年金に加入し、母親が自宅に来ていた集金人に保険料を納めていた。

ねんきん特別便で私の国民年金記録を確認したところ、昭和36年4月から40年3月までの4年間の記録が未納とされていることが分かった。母親はきちんと保険料が納められているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和36年の国民年金制度開始時に加入手続を行い、同年4月以降の国民年金保険料をその母親が申立人の保険料もあわせて、集金人に納付してくれていたはずであると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその母親の同手帳記号番号は40年10月ごろに連番で払い出されていることから、申立期間の一部は時効により保険料が納付できない期間である上、申立人の母親は、第1回特例納付（昭和45年7月から47年6月まで実施）により、36年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付したものと推認されることから、集金人に現年度納付していたとする申立人の申立内容と相違がみられる。

また、申立人には、申立期間の国民年金保険料を納付したことについての具体的な記憶が無く、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 15 日から平成 7 年 10 月 11 日まで
私は、申立期間においてA社で勤務していたが、昭和 53 年 3 月以降の家計簿に記載していた給与の手取り額と年金記録上の標準報酬月額とは、かなりの差があると思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社に勤務していた昭和 47 年 9 月 15 日から平成 7 年 10 月 11 日まで厚生年金保険に加入しており、申立期間に係る標準報酬月額が、被保険者資格取得時においては、4 万 2,000 円、49 年 10 月には 6 万 8,000 円、50 年 10 月には 7 万 2,000 円、51 年 12 月には 9 万 2,000 円、52 年 10 月には 8 万円、53 年 10 月には 8 万 6,000 円、54 年 10 月には 11 万円、55 年 10 月には 11 万 8,000 円、56 年 10 月には 12 万 6,000 円、57 年 9 月には 14 万 2,000 円、60 年 10 月には 15 万円、63 年 10 月には 16 万円、平成元年 10 月には 17 万円、2 年 10 月には 18 万円、3 年 10 月には 19 万円、5 年 10 月には 20 万円と記録されている。

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月から平成 7 年 10 月までの期間に係る家計簿を所持しており、毎月の給与明細書（既に廃棄）から家計簿に転記した給与の手取り額より上記の年金記録上の標準報酬月額が低いことに疑問があるとしている。

しかし、事業主及び複数の元従業員は、「当該事業所では、当時は、基本給（諸手当を含まない。）を報酬月額として社会保険事務所に届けていた。」と証言しており、申立人が所持している昭和 59 年、60 年、平成 2 年及び 4 年から 6 年までの源泉徴収票に記載されている年間の社会保険料の金額と、申立人

の標準報酬月額から積算した年間の社会保険料の金額がおおむね一致する。

これらのことから判断すると、当該事業所では、基本給を報酬月額として届け出て、これに見合った厚生年金保険料の納付を行っていたと考えられる。

また、申立人と複数の元従業員について、申立期間における標準報酬月額の推移を比較しても、特に不自然な点はみられない。

さらに、申立人の家計簿には社会保険料控除額の記載は無い上、このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 4 月から 45 年 9 月までの間、A 社及び B 社において勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、その間の厚生年金保険の被保険者期間に係る脱退手当金を 49 年 1 月 21 日に受給したとされているが、脱退手当金の手続をしたことも受け取った記憶も無いため納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）が保管する脱退手当金裁定請求書を見ると、昭和 49 年 1 月 21 日に支給決定した旨の押印がなされている上、申立人の署名・押印及び同年 1 月当時の住所地の記載が確認できるなど、適正に裁定手続が行われていることが確認できる。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立人の氏名は旧姓から現姓に氏名変更されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 21 日から 45 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 2 月 1 日に A 社に就職し、45 年 12 月 21 日まで途切れることなく勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が抜け落ちているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A 社に在籍していたことは推認できる。

しかし、A 社の事業主、その妻及び申立期間当時の経理担当者は、「社会保険への加入については従業員本人の意向により決めていたが、実際に社会保険に加入する者は少なかった。」としている。

また、事業主は「当時工場で働いていた職工はほとんど厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料の控除も行っていなかった。」と回答している。

さらに、上記の元経理担当者によると、「申立期間の始期に当たる昭和 32 年 5 月ごろの当該事業所の従業員数は 80 人くらいだった。」と証言しているが、オンライン記録によると、同年 5 月 1 日現在の当該事業所の厚生年金保険被保険者数は 50 人であることが確認できる上、申立人が記憶している元同僚 3 人も全員が厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所は、申立期間当時、従業員の全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

なお、申立人の年金記録によると、申立期間の大半を占める昭和 36 年 4 月から 45 年 1 月までの期間 (106 か月) については、国民年金の加入記録 (40 年 4 月から 45 年 1 月までの 58 か月は国民年金保険料を納付済み) が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社B支店を退職するとき、昭和 46 年 9 月 30 日付けで退職を申し出たので厚生年金保険の被保険者記録は同年 10 月 1 日資格喪失であるべきだが、オンライン記録によると、同年 9 月 30 日資格喪失となっており、結果的に 1 か月の空白期間ができています。同社の事務手続に納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、昭和 46 年 4 月 1 日取得、同年 9 月 29 日離職となっており、厚生年金保険被保険者記録と一致する上、A社が保管する社会保険台帳によると、申立人の健康保険被保険者証が回収できなかったことを表す「46. 9. 29 回収不能」の記載、及び資格喪失日が同年 9 月 30 日であることが確認でき、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容と一致する。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日と同日の昭和 46 年 4 月 1 日に同資格を取得している 302 人（申立人を除く。）のうち、同年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日までに資格喪失している 17 人中、所在が確認できた 13 人に退職時期について照会し 11 人から回答があったところ、当時の状況及び申立人の勤務実態について具体的な証言は得ることができない。

さらに、申立人が記憶しているA社B支店の元同僚二人のうち、所在が確認できた一人及び申立期間当時、同支店に勤務していた元従業員二人に申立人の退職時期及び厚生年金保険の加入状況について照会したものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得ら

れない。

さらに、申立人が申立期間の直後に勤務したC社は「当社で保管している申立人に係る職員カードには、昭和46年4月から同年9月まで、A社B支店に勤務した旨の記載は確認できるものの、退職の日付までは記載されていない。また、申立人に係る同年分の年末調整関係の資料は保存していない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 1 日から 31 年 9 月 1 日まで
② 昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 5 月 1 日から 31 年 8 月 31 日までの間、A社に勤務していたが、同社で一緒に勤務した元同僚の厚生年金保険の加入記録はあるものの、私の被保険者記録が全く無く、その後、同年 9 月 1 日から 35 年 8 月 16 日までの間、B社において継続して勤務していたが、32 年 8 月 1 日から 33 年 5 月 1 日までの間の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に継続して勤務していたとしているところ、申立人が記憶する複数の元同僚は、「勤務した期間は定かではないが、申立人は同社に勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間の人事記録及び社会保険の届出等の資料が残っていないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社においては、昭和 28 年 12 月 23 日に一人が被保険者資格を取得して以降、申立期間①において同社で新たに被保険者資格を取得している者は確認できない上、申立期間①の一部において同社で被保険者資格を有する元同僚（30 年 5 月 27 日資格喪失、33 年 4 月 1 日資格再取得）は、「私は、同社で継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録が欠落している。このことについては、当時は会社の業績が悪化していた時期で、事業主が厚生年金保険料を

控除していなかった期間があったと記憶している。」と証言しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該元同僚及び事業主を含む5人が30年5月27日に被保険者資格を喪失して以降は被保険者が二人しか確認できず、申立期間①に係る同社の経営状況は、元同僚の証言どおりであったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、B社に継続して勤務していたとしているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立期間②においてB社で厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員3人を把握し、聞き取り調査を行ったところ、全員が、「申立人が同社に勤務していたことは記憶しているが、継続して勤務していたかどうかは分からない。」と証言しており、申立人が申立期間②に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和32年8月1日に同社に係る被保険者資格を喪失後、33年5月1日に同資格を再取得していることが確認でき、健康保険の番号に欠番は無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、32年8月1日に退職により資格喪失している旨の記載が確認できるなど、申立人の記録に不自然な点は見られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 9 月まで

私は、昭和 29 年 3 月末に、中学校のあっせんにより A 社（現在は、B 社）に集団就職し、仕事をしていた。同じ C 県の中学校から来た 5 人、D 県から来た 4 人と共に会社の寮に入った。

平成 20 年 7 月に到着したねんきん特別便によると、申立期間に係る年金加入記録が記載されていなかったため、社会保険事務所（当時）に申し立てたところ、当初は、窓口の担当者に「A 社という会社は無い。」と言われた（再度訪問し、発言は撤回された。）。

一緒に就職した元同僚や、同じ業務を担当していた 1 年先輩の元同僚は、入社時から年金加入記録があると言っているため、私の年金加入記録が入社 18 か月後の昭和 30 年 10 月からしか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が昭和 29 年 3 月末から A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控え及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 30 年 10 月 7 日に、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行ったことが確認でき、申立人が 29 年 3 月末に集団就職したとする 9 人のうち 7 人が、申立人と同日の 30 年 10 月 7 日に、残る二人が同年 1 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

また、申立人が「自身の入社 1 年前の昭和 28 年 4 月に入社した。」と主張している先輩社員についても、29 年 7 月 21 日に同資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所においては、入社と同時に社員の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿においても、申立人が、昭和30年10月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間及びその前後の期間における同名簿の健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 30 年 5 月 31 日まで

私と妹は共にA社で勤めた。私の方が妹より先に同社で勤めていたのに、同社での私の厚生年金保険被保険者期間は1か月しか無く、妹には2年弱もあるのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 26 年 4 月 1 日から A 社で勤務していたと主張しているが、同僚の氏名を記憶していないため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる元従業員に対し、申立人の勤務実態及び当時の状況を照会した結果、回答のあった 17 人は、「申立人のことを覚えていない。」としていることから、申立人の勤務期間を特定できない。

また、当時の事業主は既に死亡しており、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

さらに、昭和 35 年ごろ、A 社の元従業員の一人は、「同社では、私の入社（30 年 2 月ごろ）前、現場の従業員、特に女性を低賃金の臨時工として採用していたと聞いたことがある。30 年ごろからは、女性についても正社員として採用されるようになり、厚生年金保険に加入できるようになった。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A 社は従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

このほか、被保険者名簿の健康保険の番号には欠番が無く、申立人の記録が欠落していることをうかがわせる不自然な点は見当たらない上、申立人が申立

期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 16 日から 50 年 2 月 21 日まで

私は、A社に勤務中、長期休暇や途中で退職したことはないのに、厚生年金保険の被保険者記録に空白期間があるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間において、A社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の控え（B社会保険事務所（当時）において昭和 49 年 9 月 6 日受付）により、同社は、申立人の資格喪失日を同年 8 月 16 日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認でき、当該喪失日の日付は、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記録と一致している上、被保険者名簿には、健康保険証を返却したことを示す「証返」の押印が確認できる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の控え（B社会保険事務所において昭和 50 年 3 月 6 日受付）により、同社は、再度、申立人の資格取得日を同年 2 月 21 日として社会保険事務所に届け出たことが確認でき、この日付は、申立人の同社に係る被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 7 月 25 日から 27 年 1 月 5 日まで

A社を退職する際に、退職金や年金、失業保険についての説明は無く、社会保険労務士に年金額の相談をした 60 歳時に初めて脱退手当金という制度があることを知った。申立期間に相当する脱退手当金を受給しているはずがないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、その給付記録欄には支給額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定（昭和 27 年 7 月 7 日）当時は通算年金制度が創設（36 年）される前であり、年金を受給するためには厚生年金保険に 20 年以上加入する必要があるとあり、申立人は、申立期間に係る事業所を退職する時点で厚生年金保険の加入期間が約 2 年半であったことから、その後厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することについての不自然さはうかがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 26 日から 43 年 2 月 1 日まで

昭和 38 年 2 月 1 日から平成 12 年 1 月末日まで A 社及び後続の B 社に継続勤務し、途中で退職することなく、給料から厚生年金保険料が途切れることなく控除されていた。年金記録に空白があることに納得できないので、調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、社会保険や給与計算の事務を夫とともに担当していたと供述している上、商業登記簿謄本によると、申立人及び夫は、A 社の後続会社である C 社（その後、B 社）において取締役就任していることが確認でき、申立人は、厚生年金保険料の控除の有無や、社会保険事務所（当時）への被保険者資格の届出内容について知り得る立場にあったことがうかがえる。

また、申立期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在が確認できる 4 人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、二人から回答があったものの、そのうちの一人は、「申立人は、短時間勤務だった。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、B 社の元事業主は、「B 社は平成 11 年 12 月 * 日に解散しており、当時の資料は保存されておらず、申立人の保険料控除については確認することができない。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立人が主張する申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間当時、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 16 日から 40 年 4 月 30 日まで
安定した会社の方が良いと思い、A社に転職した。正社員として採用されたので、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社で勤務していたと主張（正社員として勤務していたと主張する一方で、臨時工であったとも主張）しているが、同社の現在の担当者は、「申立期間当時の人事記録は保管していない。」と回答している上、B健康保険組合においても、申立人の記録は見当たらないとしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、昭和 39 年 8 月 18 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したと確認できる元従業員のうち、文書照会に対して回答の得られた 12 人は、「申立人のことを覚えていない。」と証言しており、申立人が同社に在籍していたことを確認することができない。

さらに、当該元従業員のうちの二人は、「最初は臨時工で、試験を受けて本工になり、本工になってから厚生年金保険に加入した。」と証言しており、そのうちの一人が「臨時工であった期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言していることから、申立期間当時、A社では、臨時工であった者について、厚生年金保険に加入させていなかった場合もあったと考えられる。

加えて、上記の被保険者名簿を見ると、申立人の記録は見当たらない上、健康保険番号には欠番が無く、申立人に係る記録が欠落していることをうかがわせる不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 7 日から同年 8 月 20 日まで

私は、昭和 50 年 6 月 7 日にA社に入社し、平成 17 年 5 月 31 日に退職するまでの間、同社にて継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 6 月 7 日にA社に入社し、平成 17 年 5 月 31 日まで継続して勤務していたとしているところ、同社が保管する申立人に係る平成 11 年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において昭和 50 年 6 月 8 日に入社していることが確認できることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の人事記録等が残っていないものの、当社が保管する申立人に係る雇用保険被保険者転入届受理通知書によると、被保険者資格取得日が昭和 50 年 8 月 21 日であることから、その時点で申立人を正社員とし、雇用保険と一緒に厚生年金保険の手続を行ったと思われる。」と回答しており、申立人の同社に係る雇用保険の記録は厚生年金保険の記録と一致する。

また、申立人と同時期にA社B支店で厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員二人は、「申立期間当時は、事業の開業前であり、C業務の従業員は、給与の支給については日給制であり、入社当初は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している上、当該元従業員二人はともに昭和 50 年 6 月に同社に入社したとしているところ、厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同様に同年 8 月 21 日となっていることが確認できる。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認で

きない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。